

# 平成 28 年度行政監査の結果（概要）

## 1 監査のテーマ 補助金交付事務について

## 2 監査の目的及び着眼点

補助金の交付事務が法令等に基づき、適正に行われているか、交付条件や補助対象経費の基準が明確に示されているか、事業の実績報告の有無や事業成果に対する評価が行われているか監査を行った。監査の着眼点は次のとおりである。

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| (1) 条例等の根拠があるか。        | (2) 交付の目的が定められているか。  |
| (3) 補助の基準が定められているか。    | (4) 交付条件が定められているか。   |
| (5) 実績報告書が提出されているか。    | (6) 補助金の使途が確認されているか。 |
| (7) 事業成果に対する評価がされているか。 |                      |

## 3 監査の対象

平成 27 年度に 100 万円以上の交付実績があり、28 年度予算に計上されている 107 事業の補助金の交付に関する事務

## 4 監査の結果 実態調査の主なものは、次のとおりである。

（構成比）

補助金の分類について	
運営費補助金	26 件 (24.3%)
事業費補助金	81 件 (75.7%)
運営費補助金とは補助事業者を経済的に支援するために、団体の運営費を対象に補助するもの、事業費補助金とは補助事業者が行う特定の事業費を対象に金銭的な援助が必要な場合に補助するものをいう。	

補助金の交付根拠について	
条例	1 件 (0.9%)
規則	4 件 (3.8%)
要綱等	76 件 (71.0%)
なし	26 件 (24.3%)
補助金の交付根拠を要綱等としているものは全体の約 7 割である。根拠の定めがないものは起案により交付決定していた。	

補助対象経費の基準について	
定めている	85 件 (79.4%)
定めていない	22 件 (20.6%)
基準を定めている 85 件の内訳は個別費目を定めているものが 42 件、単に「〇〇事業に要する経費」としているものが 25 件、予算の範囲内で補助するなど対象経費の定めが不明確なものが 18 件であった。	

補助金の交付条件の項目数について	
5 項目以上	6 件 (5.6%)
4 項目	15 件 (14.0%)
3 項目	63 件 (58.9%)
2 項目	9 件 (8.4%)
1 項目	6 件 (5.6%)
なし	8 件 (7.5%)

提出書類の検査方法について	
要綱等で求めている書類のみ検査	57 件 (63.3%)
上記のほか帳簿や領収書等も検査	17 件 (18.9%)
その他	16 件 (17.8%)
その他とは交付申請時に領収書等を受理しているものなど実績報告書の提出が不要なものである。	

事業成果の評価について	
実施している	75 件 (70.1%)
実施していない	32 件 (29.9%)
評価を実施している 75 件の内訳は、事務事業評価によるものが 58 件、施策評価によるものが 3 件、審議会報告によるもの等が 14 件であった。	

## 5 監査意見

### (1) 補助金の交付要綱について

補助金の目的や交付要件を明確にし、どのような助成を行うかを市民が知り得る状態に置く必要性は高いと考えられることから要綱等で定めるべきである。

### (2) 補助金の交付事務について

補助金は公益目的を達成するために交付されるものであるから、市が補助金の用途を定めて交付する必要がある。一般的には補助対象経費の基準を具体化、明確化することによって、補助金の用途が基準に適合しているか等の判断が容易になる。

補助金は用途の特定と同様に、その特定された用途に充てられたかどうかを確認することが重要となる。今回の監査では補助金の用途の確認がどの程度の精度で行われているか疑問を感じるどころであり、実施事業等の内容や補助金の用途を確認する方法として適切かどうか検討すべきである。

### (3) 補助金の交付条件について

交付条件は事業の実施や経理についての具体的な制限を加えるもので、補助事業の適正な執行を確保する上で重要な事項であるが、本市の交付条件が内容において十分なものとなっているかについて疑問が残る。補助金で財産を取得した場合の処分の制限に関する事項や補助金に含まれた消費税の取扱いに関する事項などの交付条件を付する必要がある場合において、付されていないものが相当数に及んだ。また、国の交付金交付要綱等において市の交付決定に付すことを求められていた交付条件が付されていないものがあった。

交付条件の定め方について様々な角度から総合的に検討を進める必要がある。

### (4) 補助金交付事務に関する統一的なルールの策定の必要性について

本市においては、補助金の支出に関する基本的な考え方や統一的な事務の執行方法などを示すルールは整備されていない。このことも統一性を欠いたまま、それぞれが前例を踏襲して事務を処理する一因となり、補助金の交付に関する職員の基本的な理解の不足という事態を招くことにつながっているのではないかと思われる。補助金に関する統一的なルールの制定について検討されることを望む。

### (5) 市民への情報の提供について

現在市民に提供されている補助金に関する情報はわずかであり、積極的な情報提供に努めるよう望む。